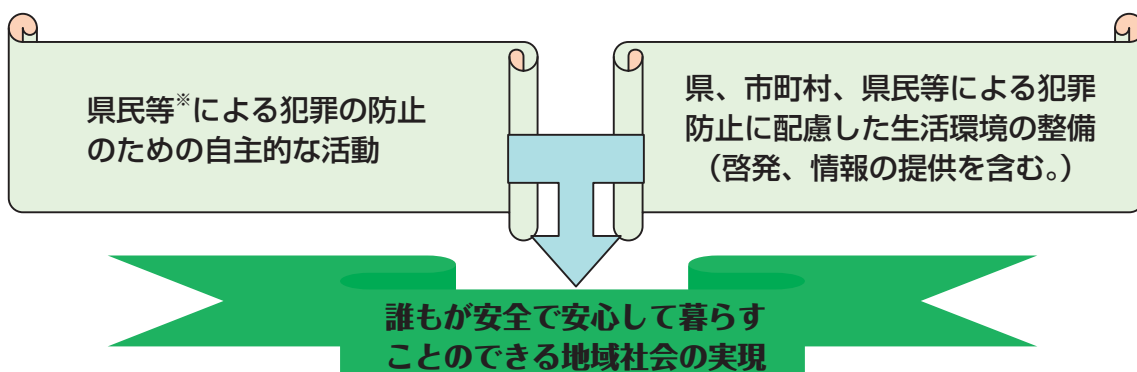


一策 安全安心まちづくりについて

安全安心まちづくりとは (高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第2条)



安全安心まちづくりの基本的な考え方



人の目の確保 (監視性の確保)

多くの「人の目」(視線)を自然な形で確保し、犯罪を企てている人に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪の抑止を図る。



犯罪を企てている人の接近の防止 (接近の制御)

犯罪を企てている人の侵入経路をなくし、被害対象者(物)に接近することを妨げるにより、犯罪の機会を減少させる。



地域の共同意識の向上 (領域性の強化)

防犯まちづくりを行う地区の住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動等を通じて犯罪の抑止を図る。

防犯まちづくり関係省庁協議会が取りまとめた「防犯まちづくりの推進」からの抜粋

リーダーの皆さまへ

この欄は、安全安心まちづくりに関する理論をご紹介します。一緒に活動される皆さまとの研修にご利用ください。



ひと

犯罪原因論

犯罪者が犯行に及んだ原因などを究明し、それを除去することによって犯罪を防止しようとする考え方。1970年代まで主流であった。

犯罪機会論

犯罪の機会を与えないことによって、犯罪を未然に防止しようとする考え方。1980年代に台頭し、現在は犯罪原因論とともに犯罪対策の両輪である。



場所

割れ窓理論

アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士が提唱したもので、たった1枚の割れた窓を放置すると、その建物は管理されていないと思われ、窓は次々に割られ、やがて建物全体が荒廃し、更には町全体が荒れるという考え方。生活環境を整えることによって犯罪の被害にあう機会を少なくすることができるという犯罪機会論の一翼を担う理論。

*県民等とは、県民、事業者及び自治会その他の地域で活動する団体